

# 認知症対応型共同生活介護契約書

\_\_\_\_様（以下、「利用者」といいます）と原町グループホーム（以下、「事業者」といいます）は事業者が利用者に対して行う認知症対応型共同生活介護サービスについて、次のとおり契約します。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、認知症対応型共同生活介護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第2条（契約期間）

- この契約の契約期間は、令和　年　月　日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 契約満了日の1ヶ月前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者と認定された場合、契約は更新されるものとします。

## 第3条（認知症対応型共同生活介護計画の策定）

事業者は、次に掲げる事項を計画作成担当者に行わせます。

- ① 利用者の心身の状況、希望、そのおかれている環境を踏まえて、介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的サービス内容を記載した計画の作成
- ② 作成した計画について、利用者及びその家族へ説明
- ③ 必要に応じた計画の変更

## 第4条（認知症対応型共同生活介護サービスの内容）

- 事業者は、認知症対応型共同生活介護計画に沿って、利用者に対して居室、食事、介護保険法令で定める必要な援助を提供します。また、計画が作成されるまでの間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
- 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。

## 第5条（要介護認定の申請に係る援助）

- 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請が円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

## 第6条（サービス提供の記録）

- 事業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に関するケース処遇記録を作成し、契約終了後2年間保存します。
- 利用者は、利用者に関する2項のケース処遇記録の複写物の交付を受けることができます。

#### 第7条（料金）

- 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める料金を月ごとに合計額を支払います。
- 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を添付して、翌月15日までに利用者に通知します。
- 利用者は、当月の料金の合計を翌月27日までに原則として銀行口座振替、または振込の方法で支払います。
- 事業者は、利用者から料金を受領したときは、利用者に対し領収書を発行します。

#### 第8条（契約の終了）

- 利用者は、事業者に対して（30日間の予告期間において）文書で通知することにより、この契約を解除できます。
- 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
  - 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく3カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合。
  - 利用者が病院または診療所等に入院し、明らかに2カ月以内に退院できる見込みがない場合または2カ月を経過しても退院できないことが明らかな場合。
- 利用者が要介護認定の更新で非該当または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもつてこの契約は終了します。
- 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - 利用者が他の介護保険施設等へ入院、入所した場合。
  - 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合。

#### 第9条（退所時の援助）

事業者は、契約が終了し利用者が退居する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退居後に置かれることになる環境等を勘案し、円滑な退居のために援助します。

#### 第10条（秘密保持）

事業者及び事業に従事する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

#### 第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

## 第12条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した等は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡する等必要な措置を講じます。

## 第13条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対し、迅速に対応します。

## 第14条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

## 第15条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会  
原町グループホーム (事業所番号 1390400180)  
住 所 東京都新宿区原町3-84  
代表者名 所長 神田 祐一 印

利用者

住 所

氏 名

印

(代理人)

住 所

氏 名

(続柄)

印